

令和6年10月22日

〒465-0025 名古屋市名東区上社5丁目1306番地  
有限会社ティップス・インターナショナル 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 荻原典子  
(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目7-34 荘苑泉3C  
事務局長 伊藤英樹  
TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

### お問い合わせ兼申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用しているスクール規約（以下「貴社規約」といいます。）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、お問い合わせ兼申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和6年11月22日までに、上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本お問い合わせ兼申入書の内容、お問い合わせ兼申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本お問い合わせ兼申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 1 免責条項について

#### (1) 貴社規約の内容

●施設利用について 第3及び第4段落【A】

盗難等の責任は負いかねますのでご了承ください。

●レッスンについて 第3段落【B】

レッスン中にケガ・事故に遭った場合、応急処置をさせていただきます。施設内におけるケガ・事故に関しては、共済制度の範囲内での補償となりますので、それ以上の補償と責任は負いかねますのでご了承ください。

#### (2) 申入れの趣旨

上記免責条項につき、消費者契約法8条1項に適合するように改めてください。

#### (4) 申入れの理由

##### ア 【A】について

消費者契約法8条1項1号・3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同項2号・4号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定しています。

上記免責条項【A】は、民法上、消費者の貴社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権が発生する場合であっても、これを行使することを一切認めない趣旨と解されます。

これは、事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号・3号に反します。

##### イ 【B】について

消費者契約法8条1項は、上記のとおり規定して、事業者の故意又は過失

がある場合事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしています。

上記免責条項【B】は、貴社の消費者に対する損害賠償責任について、貴社に故意又は重過失がある場合に、一部責任を免れることを可能とする内容となっているため、消費者契約法8条1項に違反します。

#### ウ 小括

よって、上記各免責条項につき、消費者契約法8条1項に適合するように改めてください。

## 2 受講料不返還条項について

### (1) 貴社規約の内容

●受講料について 第2・7段落  
新規入会の方は、入会金・年会費・受講料2期分は現金全納制です。  
お支払い頂いた受講料は、ご返金できませんのでご了承ください。

### (2) 申入れの趣旨

上記受講料不返還条項について、消費者契約法9条1項1号、同法8条の2に適合するように改めてください。

### (3) 申入れの理由

ア 消費者契約法9条1項1号は、

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同等の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

と規定しています。

貴社は、新規入会の方につき、入会金、年会費、受講料2期分について全納制を採用し、かつ、受講料の不返還条項を置いているため、これは、実質的には、中途解約における違約金を定めた条項と評価できます。

貴社は、消費者に対し、消費者の解除の時期や、解除の事由等を問わず、一切の費用の返金をしないとしていますので、消費者契約法9条1項1号により、平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることになる部分は無効というべきです。

イ 消費者契約法8条の2は、

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする

と規定しています。

貴社は、新規入会の方につき、入会金、年会費、受講料2期分について全納制を採用し、かつ、受講料の不返還条項を置っていますが、これは、実質的には、2期の間、貴社に債務不履行があり、消費者に法定の解除権が生ずる場合であっても、これを放棄させる条項と評価できます。

そこで、上記受講料不返還条項は、消費者契約法8条の2にも違反するというべきです。

ウ 小括

よって、上記受講料不返還条項につき、消費者契約法9条1項1号・同法8条の2に適合するように改めてください。

## 申入れ兼お問い合わせ事項（休退会条項）

### 1 申入れ事項

#### （1）貴社規約の内容

●休会について 第1段落

申請（受付は前々期から）は、休会される期の前々期末までにフロントにてお願いします。（電話受付不可）

●退会について 第1段落

申請（受付は前々期から）は、退会される期の前々期末までにフロントにてお願いします。（電話受付不可）

#### （2）申入れの趣旨

上記休退会条項について、消費者契約法10条後段に適合するように改めてください。

#### （3）申入れの理由

ア 消費者契約法10条後段は、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する契約条項で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする旨を規定しています。

イ 上記休退会条項では、休退会の申出は、電話受付不可・フロントにて申請という制限が付され、契約の解除等の方法を制限しています。

民法540条1項は、解除の意思表示について、法律上一定の方式によらねばならないとはしておらず、これは、消費者が有する解除権等の行使を制限する契約条項となっています。

また、消費者が休退会を申し出る理由には、骨折や入院等、様々な事情が考えられますが、フロントでの対面での申請が強制されることにより、消費者が解除権等を容易に行使できない事態が生じ得、このような場合、信義則違反も認められるというべきです。

#### ウ 小括

よって、上記休退会条項につき、消費者契約法10条後段に適合するよう

に改めてください。

## 2 お問い合わせ事項

### (1) お問い合わせの趣旨

上記休退会条項について、消費者契約法12条の4に基づき、算定根拠の説明を要請します。

### (2) お問い合わせの理由

貴社規約の「●受講料について」(第1段落)によれば、貴社は、「年間13期(1期4回)制」を採用されています(但し、3期(変則)分は1期3回)。そして、上記休退会条項によれば、例えば、12期(令和6年11月3日)から休退会したい場合、前々期である10期末(令和6年10月5日、約1か月前)までに休退会をフロントに申し出れば、約1か月分の受講料の支払で休退会できることになる一方、1日違いで11期に入ってしまった場合(令和6年10月6日)には、一番早い休退会が、令和6年12月1日となり、約2か月間、消費者側が休退会を申し出た事情がどのようなものであったとしても、約2か月分の受講料の支払を強制されることとなります。

これは、実質的には、中途解約における違約金を定めた条項と評価できるところ、消費者契約法9条1項1号により、消費者の解除の時期や、解除の事由等の区分に応じ、事業者の平均的な損害の額を超えて消費者に負担させることになる部分は無効となり得ます。

当団体には、休退会の申出の時期により、約2か月分の受講料の支払を強制される場合がある点について、この実質的な違約金の算定根拠が明らかではありません。

そこで、当団体は、適格消費者団体として、違約金の算定根拠について、消費者契約法12条の4に基づき、貴社に説明を要請いたします。

以 上